

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(実施上の留意事項について)(平成12年老企第40号)

改 正 索 行	現 行
<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第〇〇号)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第〇〇号)については、本年2月〇日に公布されたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図らなければならない。</p> <p>なお、本通知は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月厚生省告示第19号)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月厚生省告示第21号)については、本年2月10日に公布されたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図らなければならない。</p> <p>なお、本通知は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(以下「居宅サービス単位数表」という。)のうち短期入所生活介護費から特定施設入所者生活介護費まで、指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「施設サービス単位数表」という。)及び食事の提供に要する費用の額の算定表(以下「食費算定表」という。)を対象とするものである。</p> <p>記</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月厚生省告示第19号)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月厚生省告示第21号)については、本年2月10日に公布されたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図らなければならない。</p> <p>なお、本通知は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(以下「居宅サービス単位数表」という。)のうち短期入所生活介護費から特定施設入所者生活介護費まで、指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「施設サービス単位数表」という。)及び食事の提供に要する費用の額の算定表(以下「食費算定表」という。)を対象とするものである。</p> <p>記</p>

第一 届出手続の運用

1 届出の受理

- (1) 届出書類の受取り、要件審査、届出の受理及び国保連合会への通知

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に関する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「訪問通所サービス通知」という。)第一の1の(1)から(4)までを準用する。

2 届出に係る加算等の算定の開始時期

- 届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)から算定を開始するものとする。

2 届出事項の公開等

- 訪問通所サービス通知の第一の2から6までを準用する。
第二 居宅サービス単位数表(短期入所生活介護費から特定施設入所者生活介護費に係る部分に限る。)及び施設サービス単位数表

1 通則

- (1) 算定上における端数処理について
訪問通所サービス通知の第二の1の(1)を準用する。
- (2) 入所等の日数考え方について

- ① 短期入所、入所又は入院の日数については、原則として、入所等とした日及び退所等した日の両方を含むものとする。
- ② ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、痴呆対応型共同生活介護事業所、特定施設又は介護保険施設(以下②及び③において「介護保険施設等」という。)の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であつて相互に職員の兼務や施設の公用等が行われているものとの間に他の介護保険施設等に入所等する場合には、入所等の日は含み、退所等の日は含まれない。したがって、例えば、短期入所生活介護の利用者がそのまま指定介護老人福祉施設に入所したような場合は、入所に切り替えた日にについてはは短期入所生活介護費は算定しない。

- ③ なお、介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の病床であつて医療保険の診療報酬が適用されるもの(以下「医療保険適用病床」という。)又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における病院若しくは診療所の医療保険適用病床であつて当該介護保険施設等との間で相互に職員の兼務や施設の公用等が行われているもの(以下③において「同一敷地内等の医療保険適用病床」という。)に入院する場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む。)は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されず、また、同一敷地内等の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所等する場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む。)は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されない。
- ④ 厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月厚生省告示第27号。以下「職員配置等基準」という。)の適用に関する平均利用者数等の算定においては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

- (3) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

1 通則

- (1) 算定上における端数処理について
訪問通所サービス通知の第二の1の(1)を準用する。
- (2) 入所等の日数考え方について

- ① 短期入所、入所又は入院の日数については、原則として、入所等とした日及び退所等した日の両方を含むものとする。
- ② ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、痴呆対応型共同生活介護事業所、特定施設又は介護保険施設(以下②及び③において「介護保険施設等」という。)の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であつて相互に職員の兼務や施設の公用等が行われているものとの間に他の介護保険施設等に入所等する場合には、入所等の日は含み、退所等の日は含まれない。したがって、例えば、短期入所生活介護の利用者がそのまま指定介護老人福祉施設に入所したような場合は、入所に切り替えた日にについてはは短期入所生活介護費は算定しない。
- ③ なお、介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の病床であつて医療保険の診療報酬が適用されるもの(以下「医療保険適用病床」という。)又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における病院若しくは診療所の医療保険適用病床であつて当該介護保険施設等との間で相互に職員の兼務や施設の公用等が行われているもの(以下③において「同一敷地内等の医療保険適用病床」という。)に入院する場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む。)は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されず、また、同一敷地内等の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所等する場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む。)は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されない。
- ④ 厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月厚生省告示第27号。以下「職員配置等基準」という。)の適用に関する平均利用者数等の算定においては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。
- (3) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

- ① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、当該事業所又は施設の利用者等の定員を上回る利用者等を入所させているいわゆる定員超過利用に対し、介護給付費の減額を行うこととし、職員配置等基準において、定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。
- ② この場合の利用者等の数は、1月間(暦月)の利用者等の平均を用いる。この場合、1月間の利用者等の数の平均は、当該月の全利用者等の延数を当該月の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。
- ③ 利用者等の数が、職員配置等基準に規定する定員超過利用の基準に該当することとなつた事業所又は施設については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について、所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。

- ④ 都道府県知事は、定員超過利用が行われている事業所又は施設に対しては、その解消を行いうよう指導すること。当該指導に従わぬ、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定又は許可の取消しを検討するものとする。
- ⑤ 災害等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であつて、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。
- (4) 常勤換算方法による職員数の算定方法について
- 暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した

- ① 短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護、介護福利施設サービスについては、当該事業所又は施設の利用者等の定員を上回る利用者等を人所等させているいわゆる定員超過利用に対し、介護給付費の減額を行うこととし、職員配置等基準において、定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。
- ② この場合の利用者等の数は、1月間(暦月)の利用者等の平均を用いる。この場合、1月間の利用者等の数の平均は、当該月の全利用者等の延数を当該月の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。
- ③ 利用者等の数が、職員配置等基準に規定する定員超過利用の基準に該当することとなつた事業所又は施設については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について、所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。
- ④ 都道府県知事は、定員超過利用が行われている事業所又は施設に対しては、その解消を行いうよう指導すること。当該指導に従わぬ、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定又は許可の取消しを検討するものとする。
- ⑤ 災害等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であつて、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。
- (4) 常勤換算方法による職員数の算定方法について
- 暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した

場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかつたものとみなすこととする。

(5) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

① 短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、介護保健施設サービス及び介護施設サードサービスにについては、当該事業所又は施設の看護婦等の配置数が、人員基準上満たすべき員数を下回っているいわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、職員配置等基準において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。

② 人員基準上満たすべき看護婦等の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度(毎年4月1日)に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。)。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

③ 看護・介護職員の人員基準欠如については、

イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従つて減算され、
ロ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従つて減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至つている場合を除く。)。

④ 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従つて減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至つている場合を除く。)。

⑤ 看護・介護職員については、最も低い所定単位数を算定するため必要な員数を満たさない場合にはじめて人員基準欠如となるものであり、最も低い所定単位数を基にして減算を行うものであること(したがって、例えば3:1の職員配置に応じた所定単位

場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかつたものとみなすこととする。

- (5) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について
- ① 短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、介護保健施設サービス及び介護施設サードサービスについては、当該事業所又は施設の看護婦等の配置数が、人員基準上満たすべき員数を行なうこととし、職員配置等基準において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。
- ② 人員基準上満たすべき看護婦等の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度(毎年4月1日)に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。)。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。
- ③ 看護・介護職員の人員基準欠如については、
- イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従つて減算され、
ロ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従つて減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至つている場合を除く。)。
- ④ 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従つて減算される(ただし、翌月の末日において人员基準を満たすに至つている場合を除く。)。
- ⑤ 看護・介護職員については、最も低い所定単位数を算定するため必要な員数を満たさない場合にはじめて人員基準欠如となるものであり、最も低い所定単位数を基にして減算を行うものであること(したがって、例えば3:1の職員配置に応じた所定単位

数を算定していた指定介護老人福祉施設において、3 : 1を満たさなくなつたが3.5 : 1は満たすという状態になつた場合は、3 : 1の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数ではなく、3.5 : 1の所定単位数を算定するものであり、4.1 : 1を下回つてはじめて人員基準欠如となるものであること)。なお、届け出ていた看護・介護職員の職員配置を満たせなくなつた場合には、事業者又は施設は該当することとなつた職員配置を速やかに都道府県知事に届け出なければならないこと。また、より低い所定単位数の適用については、(3)の例によるものとすること。

(6) 都道府県知事は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定又は許可の取消しを検討するものとする。

(6) 夜勤体制による減算について
① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定(厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月厚生省告示第29号。以下「夜勤職員基準」という。))を置いているところであるが、これらの規定は、夜間の安全の確保及び利用者等のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。

② 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場

数を算定していた指定介護老人福祉施設において、3 : 1を満たさなくなつたが3.5 : 1は満たすという状態になつた場合は、3 : 1の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数ではなく、3.5 : 1の所定単位数を算定するものであり、4.1 : 1を下回つてはじめて人員基準欠如となるものであること)。なお、届け出ていた看護・介護職員の職員配置を満たせなくなつた場合には、事業者又は施設は該当することとなつた職員配置を速やかに都道府県知事に届け出なければならないこと。また、より低い所定単位数の適用については、(3)の例によるものとすること。

(6) 都道府県知事は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定又は許可の取消しを検討するものとする。

(6) 夜勤体制による減算について
① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定(厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月厚生省告示第29号。以下「夜勤職員基準」という。))を置いているところであるが、これらの規定は、夜間の安全の確保及び利用者等のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。

② 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場

合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されることとする。

イ 夜勤時間帯(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする)において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が 2 日以上連続して発生した場合

ロ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が 4 日以上発生した場合

③ 夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数は、1 月間(暦月)の利用者等の数の平均を用いること。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるることとすること。

(7) 都道府県知事は、夜勤を行う職員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う職員の確保を指導し、当該指導に従わない場合は、指定の取消しを検討すること。

④ 新設、増床又は減床の場合の利用者数等について

① 定員超過利用及び夜勤を行う職員の員数の算定については、新たに事業を開始し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関する場合は、便宜上、ベッド数の 90 %を利用者数等とする。

② 人員基準欠如については、

イ 新設又は増床分のベッドに関する場合は、前年度において 1 年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数等は、新設又は増床の時点から 6 月末満の間は、便宜上、ベッド数の 90 %を利用者数等とし、新設又は増床の時点から 6 月以上 1 年未満の間は、直近の 6 月における全利用者等の延数を 6 月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から 1 年以上経過している場合は、直近 1 年間における全利用者等の延数を 1 月間の日数で除して得た数とする。

ロ 減床の場合には、減床後の実績が 3 月以上あるときは、減床後の延利用者数を延日数で除して得た数とする。

ただし、病院又は診療所の医師の人員基準欠如の運用における利用者数等については、医療法の取扱いの例によるもの

合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されることとする。

イ 夜勤時間帯(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする)において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が 2 日以上連続して発生した場合

ロ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が 4 日以上発生した場合

③ 夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数は、1 月間(暦月)の利用者等の数の平均を用いること。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるることとすること。

④ 都道府県知事は、夜勤を行う職員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う職員の確保を指導し、当該指導に従わない場合は、指定の取消しを検討すること。

⑤ 新設、増床又は減床の場合の利用者数等について

① 定員超過利用及び夜勤を行う職員の員数の算定については、新たに事業を開始し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関する場合は、便宜上、ベッド数の 90 %を利用者数等とする。

② 人員基準欠如については、

イ 新設又は増床分のベッドに関する場合は、前年度において 1 年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数等は、新設又は増床の時点から 6 月末満の間は、便宜上、ベッド数の 90 %を利用者数等とし、新設又は増床の時点から 6 月以上 1 年未満の間は、直近の 6 月における全利用者等の延数を 6 月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から 1 年以上経過している場合は、直近 1 年間における全利用者等の延数を 1 月間の日数で除して得た数とする。

ロ 減床の場合には、減床後の実績が 3 月以上あるときは、減床後の延利用者数を延日数で除して得た数とする。

ただし、病院又は診療所の医師の人員基準欠如の運用における利用者数等については、医療法の取扱いの例によるもの

であり、医事担当部局と十分連携を図るものとする。
また、短期入所生活介護及び特定施設入所者生活介護については、イ又はロにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

2 短期入所生活介護費

であり、医事担当部局と十分連携を図るものとする。
また、短期入所生活介護及び特定施設入所者生活介護については、イ又はロにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

2 短期入所生活介護費

(1) 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所において所定単位数を算定するための施設基準等について

一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所が短期入所生活介護費の所定単位数を算定するためにには、介護職員又は看護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（**3：1、3.5：1、4.1：1**の職員配置）を置いていることが必要である。また、一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所が小規模生活単位型短期入所生活介護費を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のそれをついで所定の員数（**3：1**の職員配置）を置いていることが必要である（施設基準第3号）。

なお、夜勤を行う職員の員数については、当該事業所全体で所定の員数を置いていれば足りるものである（夜勤職員基準第1号）。

(2) 小規模生活単位型短期入所生活介護費を算定するための基準について

小規模生活単位型短期入所生活介護費の所定単位数を算定するためにには、短期入所生活介護が、小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所又は一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所のユニット部分において行われることが必要である（施設基準第4号）。

(3) やむを得ない措置による定員の超過

利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の**100分の70**を乗じて得た単位数を算定することとなるが、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行つた措置（又は同法第11条第1項第2号の規定による市町村が行つた措置（特別養護老人ホームの空床利用の場合のみ）によりやむを得ず利用定員を超える場合は、利用定員に**100分の105**を乗じて得た数（利用

(1) やむを得ない措置による定員の超過

利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の**100分の70**を乗じて得た単位数を算定することとなるが、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行つた措置（又は同法第11条第1項第2号の規定による市町村が行つた措置（特別養護老人ホームの空床利用の場合のみ）によりやむを得ず利用定員を超える場合は、利用定員に**100分の105**を乗じて得た数（利用

定員が 40 人を超える場合には、利用定員に 2 を加えて得た数)まで減算が行わらないものであること(職員配置等基準第 3 号イ(1))。なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があること。

(4) 併設事業所について

- ① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「居宅サービス基準」という。)第 121 条第 4 項に規定する併設事業所については、併設型短期入所生活介護費が算定される(厚生大臣が定める施設基準(平成 12 年 2 月厚生省告示第 26 号。以下「施設基準」という。)第 3 号口(1)(一)が、ここでいう併設事業所とは、特別養護老人ホーム等と同一敷地内又は隣接する敷地において、サービスの提供、夜勤を行う職員の配置等が特別養護老人ホーム等と一体的に行われている短期入所生活介護事業所を指すものであること。
- ② 併設事業所における所定単位数の算定(職員の配置数の算定)並びに人員基準欠如・夜勤を行う職員数による所定単位数の減算については、本体施設と一体的に行うものであること。より具体的には、

イ 指定介護老人福祉施設の併設事業所の場合は、指定介護老人福祉施設の入所者数と短期入所生活介護の利用者数を合算した上で、職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定すること。したがって、例えば、前年度の平均入所者数 70 人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数 20 人の短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、併設型短期入所生活介護費(1)(3 : 1 の人員配置に対応するもの)を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で 30 人であり、必要な夜勤を行う職員の数は 4 人であること。

なお、本体施設が一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設であって、併設事業所が小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所である場合は、本体施設のユニット部分と一体的な取扱いが行われるものである。また、本体施設が一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設であって、併設事業所が指定短期入所生活介護事業所であつて小規模生活単位型指定短期入所

40 人を超える場合には、利用定員に 2 を加えて得た数)まで減算が行わるものであること(職員配置等基準第三号イ(1))。なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があること。

(2) 併設事業所について

- ① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「居宅サービス基準」という。)第 121 条第 4 項に規定する併設事業所については、併設型短期入所生活介護費が算定される(厚生大臣が定める施設基準(平成 12 年 2 月厚生省告示第 26 号。以下「施設基準」という。)第 3 号口(1)(一)が、ここでいう併設事業所とは、特別養護老人ホーム等と同一敷地内又は隣接する敷地において、サービスの提供、夜勤を行う職員の配置等が特別養護老人ホーム等と一体的に行われている短期入所生活介護事業所を指すものであること。
- ② 併設事業所における所定単位数の算定(職員の配置数の算定)並びに人員基準欠如・夜勤を行う職員数による所定単位数の減算については、本体施設と一体的に行うものであること。より具体的には、

イ 指定介護老人福祉施設の併設事業所の場合は、指定介護老人福祉施設の入所者数と短期入所生活介護の利用者数を合算した上で、職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定すること。したがって、例えば、前年度の平均入所者数 70 人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数 20 人の短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、併設型短期入所生活介護費(1)(3 : 1 の人員配置に対応するもの)を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で 30 人であり、必要な夜勤を行う職員の数は 4 人であること。